

議案第 5 3 号

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

条例別紙のとおり

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

## 別紙

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合

は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 市長又は教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 市長	狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例（昭和54年条例第21号）による在宅心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和49年条例第2号）による心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	狭山市こども医療費支給条例（昭和48年条例第22号）によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年条例第16号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則（平成23年規則第39号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	狭山市立学童保育室条例（昭和47年条例第58号）による学童保育室の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例による在宅心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	狭山市心身障害者医療費支給条例による心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	狭山市こども医療費支給条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等医療費の支	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	狭山市立学童保育室条例による学童保育室の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの